

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 19 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課
都 道 府 県 学 校 法 人 等 担 当 課
都 道 府 県 子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 課
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課 御 中
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
国 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課

「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」（学校における
生命(いのち)の安全教育推進事業)に関する委託事業の公募について (周知)

平素より文部科学行政に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省
会議決定)を踏まえ、令和 3 年度に標記委託事業を実施します。

本事業では、内閣府と文部科学省が共同で作成した教材を活用して、教育委員会等において実践校を
指定し実証を通じたモデル事業を実施します(対象は、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学
校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校(以下、「学校等」という)です。

教材では、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進
し、子供たちを性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもさせない、生命(いのち)の安全教育の充実
を図る内容となっています。

令和 3 年 3 月 19 日付で、標記事業の公募を開始いたしました。下記 URL より公募情報を確認でき
ます。なお、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間で「集
中強化期間」として、教育・啓発を含め実効性のある取組を進めることとしております。本事業への申
請の有無に関わらず、子供を性犯罪・性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進

に取り組んでいただけますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市（指定都市を除く。）町村及び所管の学校等及び学校法人等、保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

記

○事業名

「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」（学校における生命(いのち)の安全教育推進事業)

○事業概要

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、内閣府と文部科学省が共同で作成した教材(※)を活用して、各委託先において実践校を指定し、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行う。

(※)「令和 2 年度性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査研究事業」（内閣府委託事業）で作成する教材や指導の手引き。

なお、教材の詳細は公募要領別紙を参照すること。なお、教材は 3 月末までに作成する予定で公表前ではあるが、公募の申請を検討する範囲内で教材（現状版）を示すことができる。必要な場合は公募要領 8（3）②本件担当までメールで連絡すること。

○委託先や実践校における取組内容

(1)「生命の安全教育教材」を活用した指導モデルの作成

・教材を活用した実践校における教育活動を通じて、以下のア～オの指導モデルの改善を図る。なお、教材を活用した効果的な指導モデルの作成を行うことができる。

ア 幼稚園等向け指導モデル

イ 小学校向け指導モデル（低・中学年及び高学年の 2 つ）

ウ 中学校向け指導モデル

エ 高等学校向け指導モデル

オ 障害のある児童生徒向け指導モデル（特別支援学校や小・中学校の特別支援学級）

・指導を受けた児童生徒に対する理解度に関するアンケート調査を行うなど、「いのちの安全教育教材」を活用した指導の効果等について把握すること。

(2) 全体計画モデル等の作成

実践校では、教材を活用した教育活動の取組を通じて、教科及び関連する教育活動等の関連付けを行うなど、教科横断的な取組となるよう、全体計画モデル等を作成すること。

(3) 協議会の設置等（任意）

委託先は、学校教育関係者のほか、外部有識者等本事業の円滑な実施のために必要な者をもって構成する協議会を設置することができる。

(4) 研究協議会や研修会の実施（任意）

指導の充実や教職員の理解を深めることを目的として、委託先や実践校において、教職員等を対象とした研修会を実施することができる。

(例) ・先行事例を踏まえた指導方法や指導内容に関する研修

・「生命の安全教育教材」の内容に関する外部講師を活用した研修

・子供たちに性犯罪や性暴力被害が生じた際の接し方や配慮の仕方に関する研修

○公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市町村教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人、又は私立学校を設置する学校法人とする（保育所又は幼保連携型認定こども園を設置する者（地方公共団体、社会福祉法人等）を含む）。

都道府県教育委員会は域内の市町村教育委員会と連携して、自ら設置する学校以外に関しては、域内の市町村教育委員会に事業の一部について再委託を行うことができる。

○事業規模等

・総額2,100万円程度を予定

※指導モデルごとに各実践校1校あたりの上限を50万円とする。複数の指導モデルを開発する場合は、上限50万円に実践校数を乗じた金額を上限とし1委託先の上限を300万円とする。

・採択数：実践校に関しては40～50校程度を想定。

○事業期間

契約締結日 ～ 令和4年（2022年）3月15日

○スケジュール

公募開始：2021年3月19日（金）

公募締切：2021年4月21日（水）

審査：2021年4月中を予定

採択結果通知：2021年5月上中旬を予定

契約締結：2021年6月以降

契約期間：契約締結日から2022年3月15日まで

○別添

- ・事業概要
- ・生命の安全教育教材・指導の手引きの作成について
- ・公募要領

(関係資料掲載URL) 事業名を入力の上、検索願います。

<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画学習室

男女共同参画推進係

電 話 : 03(6734)2654

ファックス : 03(6734)3719

Eメール : danjo@mext.go.jp

現状・課題

- 子供たちが性犯罪被害に遭う機会が増加。さらに生命、身体、財産等を侵害する度体が高い重要犯罪が急増。
 - ・児童ポルノ事件の検挙件数は年々増加し、**平成30年は3,097件で過去最多**
 - ・SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は令和元年度は**過去最多（H26：618件 → R1：1,099件）**
 - ・SNSに起因する**重要犯罪のうち、強制的性交等、略取誘拐、強制わいせつは5年前と比べおよそ3倍に増加（H26：37件 → R1：110件）**
- 女性に対する暴力が生まれる背景に女性の人権を軽視する傾向があるとの指摘（国連、2018）。
 - ・社会全体における男女の地位の平等感について国民の7割が「男性が優遇」と回答。性別による固定的な役割分担意識が存在（内閣府世論調査、2019）。
 - ・2019年「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は過去最低の順位（121位／153か国中）

現在及び将来にわたり子供たちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための年齢に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要。

取組の必要性

- ◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
（令和2年6月 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）
【教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】
（学校等における教育や啓発の内容の充実）
…工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料…等を、…関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。…あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。
- ◆「骨太方針2020」（令和2年7月18日閣議決定）
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。
- ◆すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言
（令和2年7月1日）
性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。…また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます。

事業概要（委託事業）

I 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、関係省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施し、学校における実証を通じた指導方法の他、関係機関との連携を含めた指導の充実を図る取組等に関する指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開を図る。（幼・小・中・高・特支対象）

- 【令和3年度】 教育機関における実証を通じた指導モデルの作成
- 【令和4年度】 指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善
- 【令和5年度】 全国の小中高の各学校において教育の開始

II 学校と地域で育む男女共同参画促進事業

関係機関・団体の連携の下、小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを開発するとともに、保護者向け啓発資料を作成し、性差に関する偏見や性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

（小・中学生対象）

- 【令和3年度】 児童生徒を対象とした指導教材と保護者向け啓発資料の作成
- 【令和4年度】 指導教材の実証を通じて改善を図る
- 【令和5年度】 全国の小中学校への普及・展開を図る

生命の安全教育教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

1. 教材・指導の手引きの内容

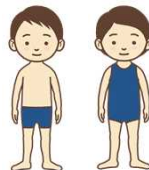
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。

(主な教材の内容)



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の程度等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



2. 教材（データの提供）

3月末までに現在作成する予定で公表前であるが、公募の申請を検討する範囲内で教材（現状版）を示すことができる。希望する場合は、男女共同参画推進係までメール（danjo@mext.go.jp）でお問い合わせください。参考までに次頁にイメージを記載しています。

※教材イメージ

※特別支援教育に関しては、小学校等向けの教材を活用して、特に知的障害のある児童生徒等に対する指導について記載しているが、本委託事業では、この教材を活用するほか、個別指導の充実を図るためこの教材を活用せず、個別に教材を作成し指導することができる。

幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

いろいろひとにみせるところじゃないんだね!

くち・かおもだいじだよ!

小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしい人なのかな？

SNSで同じ年の人とやりとりをしていて、仲良くなってきたから	その人と実際に会ってみることになった！
①	②
③	④
車に連れ込まれそうに・・・	待ち合わせ場所に行ってみたら、想像していた人とまったくちがっていて

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった身体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現

愛があれば暴力は許される

男は強引なほうがいい女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない



学校における生命（いのち）の安全教育推進事業
公募要領

1 事業名

学校における生命（いのち）の安全教育推進事業

2 事業の趣旨

令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定。以下「強化の方針」という。）では、性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があるとし、さらに、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくとしている。

文部科学省では、関係府省とも連携して、生命の尊さを学び命を大切にす教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子供たちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動を実施することが求められている。本事業では、内閣府と文部科学省の共同による調査研究事業で作成する発達段階に応じた教材（以下、「いのちの安全教育教材」という。）※を活用した指導モデルを作成する。この成果を広く普及することにより、現在及び将来にわたり、子供たちを性犯罪・性暴力から安全・安心に守るための教育・啓発の充実を図る。

※「強化の方針」を踏まえ、「令和2年度性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査研究事業」（内閣府委託事業）で作成する教材と指導の手引き。

※「いのちの安全教育教材」の概要については別紙を参照すること。「いのちの安全教育教材」は3月末までに作成する予定で公表前であるが、公募の申請を検討する範囲内で、教材（現状版）を示すことができる。希望する場合は8（3）を参照の上、メールで問い合わせること。

3 事業の内容

この公募は令和3年度予算案の内容に基づき募集を行うものであり、今後の予算の成立状況によっては事業内容や予算、実施時期に変更が生じる場合があるので留意すること。

各委託先において、実践校を指定し（可能な限り、複数の学校で取り組むことが望ましい。）、「いのちの安全教育教材」を活用して、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行う。事業に円滑に実施するため、学校教育関係者のほか、大学関係者、社会教育関係者、警察・福祉部局関係者、保護者、民間企業やNPO等、多様な主体が連携して取組を進めることが望ましい。

(1) 「いのちの安全教育教材」を活用した指導モデルの作成

実践校では、指導方法や指導内容の工夫、他機関との連携など指導の充実を図る取組を行い、以下の指導モデルのア～オの一つ又は複数について、指導を通じて生じた課題等を踏まえた「いのちの安全教育教材」（教材と指導の手引き）の改善を図る。なお、「いのちの安全教育教材」を活用した効果的な指導モデルの作成を行うことができる。

- ア 幼稚園等向け指導モデル
- イ 小学校向け指導モデル（低・中学年及び高学年の2つ）
- ウ 中学校向け指導モデル
- エ 高等学校向け指導モデル
- オ 障害のある児童生徒向け指導モデル

※ア～オの教材の内容等に関しては別紙を参照すること。

※ア幼稚園等向け指導モデルは幼児（5～6歳）向けの学習内容とする。

※オ障害のある児童生徒向け指導モデルについては、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における指導を念頭においている。

※子供たちへの指導の充実を図るため、「いのちの安全教育教材」を活用する際に、教科及び関連する教育活動との連携や学習時間の拡大、外部講師等と共同で実施するなど、実践校の創意工夫により発展的に取り組むこと。

※「いのちの安全教育教材」の活用にあたっては、効果的な指導等の観点から、必要に応じて修正、加除等を行うこともできる。

※実践校では、指導を受けた児童生徒に対する理解度に関するアンケート調査を行うなど、「いのちの安全教育教材」を活用した指導の効果等について把握すること。なお、小学校、中学校、高等学校向け指導モデルの実証校においては、指導を受けた児童生徒に対して、理解度に関するアンケート調査を行うこと。

※「いのちの安全教育教材」、「強化の方針」等を踏まえ、独自に作成した教材を活用して指導モデルの開発を行うこともできるが、この場合に作成した教材は、文部科学省ホームページに掲載することを前提に、著作権処理等を行った上で作成し、文部科学省に提出するものとする。

(2) 全体計画モデル等の作成

「いのちの安全教育」の充実を図るためには、発達段階、学年等に応じた適切な指導を行うとともに、教科及び関連する教育活動等の関連付けを行うなど、教科横断的な取組となるようにすることが重要である。このため、教育委員会等又は実践校では、「いのちの安全教育教材」を活用した授業実践等を通じて、成果物として「いのちの安全教育」の全体計画モデル等を作成すること。

(3) 協議会の設置等

委託先は、本事業の円滑な実施のために必要な指導・助言等を行うため、協議会を設置することができる。協議会は、学校教育関係者のほか、外部有識者等必要な者をもって構成することが望ましい。

なお、既に設置されている会議等において、外部有識者を含め、本事業の円滑な実施のために必要な助言・指導等を行える体制が整備されており、受託した場合に本事業への指導・助言等を行う場合は、その会議等を活用することもできる。

(4) 研究協議会や研修会の実施

指導の充実や教職員の理解を深めることを目的として、委託先や実践校において、教職員等を対象とした研究協議会や研修会を実施することができる。

(例)

- ・ 先行事例を踏まえた指導方法や指導内容に関する研修
- ・ 「いのちの安全教育教材」の内容に関する外部講師を活用した研修
- ・ 子供たちに性犯罪や性暴力被害が生じた際の接し方や配慮の仕方に関する研修

4 事業実施にあたって配慮すべき事項等他

- ・ 子供たちへの指導を行う際には、必要に応じて保護者に対して、事前に周知を行うなど、理解を得るように努めること。また、各教科等で扱う場合には、子供たちの発達段階や学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて実施すること。
- ・ 子供たちの中には、性被害を受けた、又は受けていることがある場合を想定して、子供が開示してきた場合の対応について、事前に校内及び域内関係者との相談体制等を検討しておくこと。

5 公募対象

公募対象は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市町村教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人、又は私立学校を設置する学校法人とする。ただし、「ア. 幼稚園等向け指導プログラム」は保育所又は幼保連携型認定こども園を設置する者（地方公共団体、社会福祉法人等）も公募できるものとする。また、都道府県教育委員会は域内の市町村教育委員会と連携して、自ら設置する学校以外に関しては、委託要項「10 再委託」の記載事項に基づき、域内の市町村教育委員会に事業の一部について再委託を行うことができる。この場合、市町村教育委員会において実践校との調整を行う。

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 事業の成果について

文部科学省は、事業完了報告書等の成果物を編集し、インターネットその他の媒体により公表するなど、事業の成果を広く普及・啓発することを予定している。

8 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

○企画提案書（「事業実施計画書」（様式1-1～3）で代える）

※様式1-1、1-2は学校を設置する教育委員会等が、様式1-3は実践校がそれぞれ記載すること。再委託先がある場合は様式3を提出するとともに、再委託先においても様式1-1～3について同様に記載すること。

○本事業の実施上で教育委員会等の関連する方針、施策、当該施策に係る予算が分かる資料及びその他参考となる資料。

○附属学校を設置する国公立大学法人や学校法人において、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

(2) 提出方法

提出書類一式を（3）に示す提出先に文書やメール等、記録の残る方法により届け出ること。提出にあたっては、以下①～③に示す事項に注意すること。

①電子メール

- ・Word、一太郎又は Excel ファイルにて作成した事業実施計画書をファイルに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（契約の相手方となる団体名）学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、「ファイル転送システムの転送希望」とメールにて連絡し、送付されたファイル転送システムを使用してファイルを送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下（3）②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
- ・作成した各様式については、電子メールにて合わせて提出すること。

③持参

- ・受付時間：平日10時00分～17時00分（12時00分～13時00分除く）
- ・作成した各様式については、電子メールにて合わせて提出すること。

(3) 提出先

①電子メール：danjo@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 男女共同参画学習室
男女共同参画推進係（宛）

TEL:03-6734-2654

(4) 提出締切

令和3年4月21日（水）17時00分

（郵送等については、当日必着）

(5) その他

- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用については、審査結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・提出された事業実施計画書等については、返却しない。
- ・公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、公募要領等に記載のない回答に限り、ホームページ等を通じて等しく周知する。
- ・提出締切を過ぎてからの書類の提出及び差替えは一切認めない。
- ・「いのちの安全教育教材」（現状版）を希望する場合は、(3) ②郵送先及び本件担当宛てに4月14日までにメールにて連絡すること。なお、教材（現状版）については、申請を検討する上で必要な者のみが検討する上で見ることができるとのことであり、内部及び外部への提供や、その他一切使用することは認めないため、取り扱いに注意すること。

9 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数

事業期間：令和3年度から令和4年度（2か年事業（予定））

ただし、委託契約は委託日から当該年度の3月15日までとする。令和4年度も同様に公募を行う予定であり、令和3年度に受託した者であっても、改めて申請を行う必要がある。なお、契約の締結は毎年度行うものとする。

契約期間は、委託を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

事業規模：令和3年度は総額21百万円程度を予定。

※ア～オの各実践校1校あたりの上限を50万円とする。ア～オの複数の指導モデルを開発する場合は、上限50万円に実践校数を乗じた金額を上限とし、1委託

先の上限を300万円とする。

採択件数：ア～オまでそれぞれ1つ採択し、その他、予算の範囲内で複数件を採択予定。

※採択件数は審査委員会が決定する。

10 採択方法等

文部科学省が設置する審査委員会において、[別紙]に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施する。審査終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

11 スケジュール

公募開始：2021年3月19日（金）

公募締切：2021年4月21日（水）

審査：2021年4月中を予定

採択結果通知：2021年5月上中旬を予定

契約締結：2021年6月以降

契約期間：契約締結日から2022年3月15日まで

12 委託契約締結

審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額は、本公募要領7に示す事業規模及び「事業実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13 誓約書の提出等

- (1) 申請団体は、事業実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の事業実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

14 その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経費処理状況について実態調査（現

地検査など)を行う。

- (2) 文部科学省は、必要に応じ、受託団体への訪問及び指導・助言などを行う。
- (3) 事業計画書を提出後に、事業の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) この要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。
- (5) 契約締結に当たり必要となる書類
選定の結果契約予定団体となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をしていただきたい。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。
 - ・ 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
 - ・ 再委託費に係る業務委託経費内訳
 - ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表，旅費支給規程，見積書等）
 - ・ 別紙（銀行口座情報）
- (6) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況となった場合には速やかに文部科学省へ届け出ること。